

(平成23年8月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月9日は57万9,000円、20年7月7日及び同年12月8日は55万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成20年7月7日
③ 平成20年12月8日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。厚生年金保険料の控除が確認できる一部期間の賞与明細を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細及びA社から提出された賞与計算表により、申立人は、平成17年12月9日、20年7月7日及び同年12月8日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細及び賞与計算表において確認できる保険料控除額から、平成17年12月9日は57万9,000円、20年7月7日及び同年12月8日は55万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことか

ら、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年2月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年2月から同年12月までは7万6,000円、48年1月から同年12月までは10万4,000円、49年1月及び同年2月は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月29日から49年3月8日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和45年10月から継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないが、A社における複数の同僚が申立期間の給料支払明細書を保有しており、当該給料支払明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、既に当委員会の決定に基づきあっせんされた同僚の標準報酬月額に係る記録の推移から判断すると、昭和47年2月から同年12月までは7万6,000円、48年1月から同年12月までは10万4,000円、49年1月及び同年2月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において、適用事業所とされていなかったことから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る昭和47年2月から49年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月31日から同年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間もA社に勤務していたことが認められる。また、申立人の給与振込口座のあるB信用金庫から提出された信用金庫口座記録から確認できる平成2年10月分の給与振込額と、申立人に係る雇用保険被保険者離職票から確認できる同年10月分の給与支給総額との差額から、同年10月の厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年9月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年11月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、平成5年10月から同年12月までの期間の標準報酬月額が事実と相違しており、さらに、6年1月1日から7年11月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年5月1日）の後の平成8年5月28日付けで、申立人を含む4人について、同社における資格喪失日を6年1月1日と記録され、また、申立人を含む6人について、5年10月の定時決定が取り消された上、申立人については、同年10月から同年12月までの期間における標準報酬月額を、当初記録されていた44万円から9万8,000円に遡って減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、当該訂正処理前の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成6年5月1日において、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所において、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る資格喪失日を平成6年1月1日とする処理及び標準報酬月額を遡って減額訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、雇用保険の離職日の翌日である7年11月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年10月から同年12月までを、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正し、6年1月から7年10月までについても、当該訂正後の標準報酬月額から44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から8年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間に給与が下がったことは無く、当時の上司も減額は絶対に無いと言っている。納得できないので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年10月の定時決定において24万円と記録されていたところ、8年4月8日付けで、遡って、7年5月の随時改定及び同年10月の定時決定として9万2,000円と記録されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、平成6年頃から社会保険料の納付が滞るようになり、社会保険事務所の職員に、自分の標準報酬月額を遡って減額訂正し、納付済保険料との差引額を滞納保険料に充当することを教えてもらったが、申立人の標準報酬月額を減額する処理に係る届出は行っていないとしている。

さらに、A社に係る平成7年度滞納処分票では、同年5月の保険料から滞納が記録され、社会保険事務所が納入を促していることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、A社における当時の被保険者は事業主と申立人の二人であり、事業主は、同社における社会保険の届出事務は自分が行っており、申立人は営業事務、在庫管理、校正及び印刷交渉の仕事をしていた旨供述していることから、申立人は、同社において社会保険の届出事務に権限を有しておらず、当該減額処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成8年4月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実

に則したものは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年5月から8年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、3年12月から4年9月までは20万円、同年10月から5年9月までは18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から7年7月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年12月から4年9月までは20万円、同年10月から5年2月までは18万円と記録されていたものが、同年3月29日付けで、3年12月に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほかにも複数の従業員等が同様に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元取締役は、同社は平成3年頃から厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の指導により標準報酬月額の減額訂正に係る届出を行ったと供述している。

さらに、A社の複数の元従業員は、申立人は商品の管理及び販売を担当しており、社会保険事務は担当していなかったと供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即ちしたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年12月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年12月から4年9月までは20万円、同年10月から5年9月までは18万円に訂正することが必要であ

る。

なお、当該遡及訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が9万2,000円と記録されているところ、当該処理については、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立人は、申立期間に25万円から26万円の給与額を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額は26万円であると主張している。

しかしながら、A社は既に解散しており、元事業主に照会したが回答は無く、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年6月1日から同年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月21日とし、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月5日から61年12月21日まで

A社に正社員として在籍し、B社の工場で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両社のどちらかで厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、A社において、昭和61年5月8日から同年12月20日まで加入していることが確認できる。申立人がB社のC県に所在する工場と一緒に勤務していたとするA社の元同僚2名は、申立人は正社員としてB社の工場と共に勤務していたと供述していることから、申立人は、A社の従業員としてB社の同工場で勤務していたことが認められる。

また、上記同僚は、B社の工場で勤務していた申立人を含むA社の従業員は全員が正社員の技術者であり、勤務形態は1か月に12日の出勤で24時間勤務であったとしているところ、同社は、当該勤務形態である技術者であれば、厚生年金保険に加入させていたとしている。

さらに、申立人及び上記同僚が名前を挙げたB社の工場で勤務していた者の全員が厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

なお、これらの者の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、必ずしも雇用保険の資格取得日と一致しておらず、雇用保険の資格取得日の翌月1日となっている者も確認できるが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、全員が雇用保険の離職日の翌日であるこ

とが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 6 月 1 日から同年 12 月 21 日までの期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、雇用保険支給台帳において確認できる A 社に係る申立人の離職時賃金日額から判断して、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、A社に係る事業所別被保険者名簿の被保険者整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 61 年 6 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月 5 日から 61 年 6 月 1 日までの期間について、A社は、当該期間当時の資料が保管されていないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明としている。

また、B社は、当該期間当時の厚生年金保険の資格取得届・喪失届の控えに申立人の氏名は無いことから、申立人は同社には在籍していないと回答しており、D企業年金基金にも照会したが、申立人の記録は無いと回答していることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

さらに、E健康保険組合に照会したが、申立人に係る加入記録は無く、保険料納付も無いとしている。

なお、申立人を記憶している上記同僚は、申立人の勤務期間は半年ぐらいであったとしている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成20年12月9日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は平成21年8月5日及び同年12月10日に係る標準賞与額15万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年12月9日
② 平成21年8月5日
③ 平成21年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書等を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②及び③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人から提出された賞与明細書及びA社の元顧問税理士から提出された賃金台帳に

よると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び貸金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないと思うと供述していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③については、申立人から提出された源泉徴収票、上記賞与明細書及び貸金台帳により、当該期間に係る標準賞与額（15万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月31日から同年6月2日まで
平成9年5月31日までA社に勤務し、同年6月1日からB社に勤務した。11年11月に、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日を9年5月31日とする変更届が提出されているが、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社における申立人の雇用保険の離職日は、平成9年5月30日と記録されている上、同社の事業主は、「申立期間当時、当社は、週休2日制で土曜日は休日である。」としているところ、同年5月31日は土曜日であったことから判断すると、申立人は、同年5月31日には同社に勤務していなかったことがうかがえる。

また、A社の事業主は、「当時の書類等は見当たらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について明確な回答ができない。」としているため、事業主から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社の同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な証言が得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

2 B社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、オンライン記録により、当初、平成9年6月2日と記録されていたところ、11年11月9日付けで9年5月31日に訂正されていることが確認できる。

しかし、B社の事業主に申立人の勤務状況等について照会したものの、回答が無いため、確認することができないが、同社の同僚は、「申立人は、平成9年6月から勤務していた記憶がある。また、土曜・日曜は同社の休日である。」旨述べているところ、同年6月1日は日曜日である。

また、B社における申立人に係る雇用保険の被保険者資格取得日が平成9年6月2日となっていることから判断すると、申立人が同社に勤務したのは、当初のオンライン記録における資格取得日と同日の同年6月2日であることがうかがえる。

- 3 このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料をA社又はB社の事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月から34年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和31年7月に入社し、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社における事業主及び従業員の回答により、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和31年7月1日に一旦、厚生年金保険の適用事業所でなくなり、34年3月1日に再び適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記事業主は、「申立期間の給与から厚生年金保険料を控除したかは不明である。」と回答しており、A社の総務担当者は連絡先が不明なため、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の従業員から提出された昭和33年9月から同年12月までの期間の給料支払明細書により、当該期間は給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から 15 年 6 月 30 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。同社では人事・総務担当の取締役として勤務したが、社会保険事務所（当時）に標準報酬月額の減額に係る届出を行った記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 13 年 7 月から同年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 14 年 9 月までは 56 万円、同年 10 月から 15 年 5 月までは 59 万円と記録されていたところ、同年 9 月 9 日付けで、13 年 10 月及び 14 年 10 月の定時決定の記録が取り消され、13 年 7 月に遡及して随時改定が記録された結果、26 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額減額訂正処理日において、同社の取締役であることが確認できる。

また、A社の事業主は、社会保険料の滞納については不明と回答しているが、同社に係る滞納処分票により、申立期間及び上記標準報酬月額減額処理が行われた当時、同社が厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、当該滞納保険料の納付について、申立人が経理責任者として社会保険事務所と交渉していることが確認できる。

さらに、A社の事業主は、申立人が社会保険手続に関与していたかどうかについては不明と回答しているが、同社の社会保険手続及び給与計算の担当者は、「申立人は社会保険手続及び給与計算について権限があった。申立人が責任者であった。」と回答し、他の従業員は、「申立人以外、経理等が分かる人がいなかった。申立人は、社会保険手続について権限があったと思う。」と回答していることから判断すると、申立人は、同社における社会保険手続に権限を有し、上記標準報酬月額減額訂正処理に関与してい

たと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役及び経理責任者として自らの標準報酬月額減額訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 13 年 6 月 13 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間を含む平成 10 年 6 月 13 日から 13 年 6 月 12 日まで傷病で休職していたため、10 年 10 月の定時決定の基礎となる同年 5 月から同年 7 月までのうち、同年 6 月及び同年 7 月は報酬支払の基礎日数が 20 日未満である。このため、申立期間の標準報酬月額は同年 5 月のみで算定するのが正しいので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立人に係る給与明細及び源泉徴収原簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬額を支給されていた月はあるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 25 日から 44 年 6 月 30 日まで
② 昭和 60 年 5 月 1 日から平成元年 3 月 31 日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社（後に、C社）に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社の複数の従業員が、「申立人は同社に少なくとも2年はいた。」と述べていることから、申立人が申立期間①当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社において経理及び厚生年金保険手続を担当していた事業主の妻は、「正社員であれば、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をセットで加入させていた。」と述べているところ、同社における申立人の雇用保険の離職日は、昭和 42 年 10 月 25 日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と同日となっていることが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿は、昭和 43 年 2 月に書き換えられているが、書換え前の被保険者名簿には、申立人の被保険者資格喪失日が 42 年 10 月 25 日と記載されており、申立人と同様、書換え前の被保険者名簿に資格喪失日が記載されている者はいずれも、書換え後の被保険者名簿に氏名が無いことが確認できることから、社会保険事務所（当時）における事務処理の誤りとは考え難く、同社は記録どおりの申立人に係る被保険者資格喪失届を社会保険事務所に提出したものと考えられる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は既に解散している上、申立期間①当時の事業主は既に死亡していることから、同社及び事業主から、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記事業主の妻は、「当時の資料は残っておらず、在籍期間、届出及び保

険料控除について確認できない。自分は不在のときが多く、不在時には税理士や事務員に頼んでいたが、税理士は亡くなっており、事務員も名前を思い出せないため、保険料控除及び手続については分からない。」と述べているため、当該事業主の妻から、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 B社の複数の同僚及び従業員が、「申立人は同社で勤務していた。」と回答していることから、その期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の当時の事業主は既に死亡しており、申立期間②当時、同社における給与計算及び厚生年金保険の届出事務担当者は、「当時の資料は残っておらず、当時の社長も亡くなっているため、申立人の在籍及び厚生年金保険料控除については分からない。」と述べているため、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社の9名の従業員と申立人について、雇用保険の加入記録を照会したところ、申立人以外の従業員は、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者期間はほぼ符合しているが、申立人の同社における雇用保険の加入記録は無いことが確認できる。

さらに、申立人が自分と同様の営業職であったとする同僚は、B社に係るオンライン記録に氏名が見当たらないことから判断すると、同社では申立期間②当時、一部の従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②の全期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月頃から33年10月頃まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫は、A社に勤務していた。」と述べていることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録を確認することができない。

また、A社は、所在地を管轄する法務局に商業登記に係る記録が無いため、同社から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、申立人が記憶しているA社の事業主及び同僚の連絡先が不明であるため、これらの者から、同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月から同年8月まで

A社B工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同工場には弟も一緒に働いていた。弟の加入記録があるのに私の加入記録が無いのは納得できない。申立期間に保険料も引かれていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B工場へ勤務していたと主張している。

しかしながら、A社の登記簿謄本によると、同社は昭和29年3月に解散しており、当時の事業主も連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立期間に勤務していた従業員4人に照会を行い、二人から回答を得たが、二人とも申立人を覚えておらず、申立人の勤務期間を確認することができない。

さらに、申立人がA社B工場に勤務していたとする申立人の弟（厚生年金保険の加入記録は昭和20年7月11日から同年10月1日まで）は、申立人が同社同工場に勤務していたとしているものの、申立人の同社同工場での勤務期間を覚えておらず、申立人の勤務期間を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月31日から同年8月1日まで

A社に平成2年4月から勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社における厚生年金保険被保険者期間は75か月間とされているが、同社の給与明細書からは76回、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の資格取得日は平成2年4月2日、資格喪失日は8年7月31日と記録され、被保険者期間が75か月とされているが、申立人から提出されたA社の給与明細書により、2年4月から8年7月までの期間に支給された各月の給与から、76か月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録並びにA社から提出された「社員名簿」、「雇用保険被保険者離職証明書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、離職年月日は平成8年7月30日、資格喪失日は同年7月31日と記録されている。

また、A社から提出された、同社が加入する健康保険組合の確認印のある「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人の資格喪失日は平成8年7月31日と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る国民健康保険の加入記録によると、平成8年7月31日に社会保険離脱による国民健康保険への加入が確認できる。

このことから、申立人の退職日は平成8年7月30日、資格喪失日は同年7月31日と判断できる。

一方、厚生年金保険法第19条によると、被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法14条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用

されなくなった日の翌日とされ、申立人のA社における資格喪失日は、平成8年7月31日であることから、申立人が主張する申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 9 月 28 日から 27 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 27 年 1 月 31 日まで経理担当として勤務し、手形割引をお願いしていた会社に間を置かず転職したため、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚である総務担当者の回答から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の事業所住所に文書照会したが回答は無い。また、同社の閉鎖登記簿謄本によれば、同社は昭和 42 年に解散しており、代表清算人（代表取締役）と清算人二人の3人に文書照会したが回答は無い。このため、申立期間における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が同僚として名前（名字）を挙げている従業員3人のうち二人は住所不明のため、申立人の勤務状況等を確認することができず、申立人を覚えているとする一人（上記総務担当者）は申立人の退職日及び資格喪失の時期は覚えていないとし、申立期間の保険料控除については分からないとしている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある従業員者 51 人のうち、大正以降の生まれで住所が判明した従業員二人に照会したが、一人は上記総務担当者であり、残る一人は、「事務所の方とは接触が無く、申立人を知らない。覚えていない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 18 日から 22 年 3 月 21 日まで
A社で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び雇用保険の加入記録によると、申立人は申立期間に同社に在籍し、勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「当社の業務内容は、主にビル建築の警備業務であるが、受注先からの委託内容も様々で、一日のみの仕事、指定曜日のみ仕事等、受注先のニーズに対応する必要があることから、勤務日数を固定することは非常に難しく、結果としてその月の仕事量が増えることがあっても継続することは考えにくい状況にある。そのため、当社では、本人の勤務可能日と会社が仕事を提供できる日が一致した場合、その日を就労日と位置付け、本人納得の上で、入社してもらうこととしている。したがって、週 2 日から 3 日の勤務を希望する者、現場がある時のみ業務に従事する者等、常時勤務する形態でない者がおり、社会保険に加入する者、未加入の者が混在している。また、申立人については、日々の勤務を本人が自由に選択できる雇用形態であったことが考えられ、厚生年金保険の加入要件に満たない勤務ではないかと推測する。」旨回答している。

また、オンライン記録によると、A社は、平成 13 年 4 月 30 日から 22 年 10 月 13 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人の居住地の区役所に申立人に係る確定申告書の記載内容について照会したところ、平成 16 年には国民健康保険料のほか雇用保険料が社会保険料控除額とし

て記載されている旨の回答があり、また、A社から提出された19年から21年までの賃金台帳においても、社会保険料控除額として雇用保険料が控除されており、いずれの資料からも厚生年金保険料の控除は確認できない。

加えて、平成7年に被保険者資格を取得し、連絡先の判明した被保険者7人に照会したところ二人から回答があり、警備員の現場指導の業務に従事していたとする元従業員は、「申立人のことは知らない。警備従事者のほとんどは、週2日又は3日の勤務者や現場のある時のみ勤務する臨時的な従業員で、非常勤扱いであったと思われる。」旨回答している。また、警備員の配置の割り振り等を担当していたとする元従業員は、「申立人のことは知らない。申立人の厚生年金保険の加入記録が無いことについては、臨時雇いであったと思われる。自分も入社した際、代表者をお願いして社会保険に加入させてもらった。」旨供述している。

なお、申立人は、申立期間のうち平成10年12月20日から22年6月5日までの期間において、居住区の国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から 62 年 10 月 31 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 12 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の元事業主は、平成元年 12 月に同社を厚生年金保険の適用事業所としたが、適用事業所とする前は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと供述している。

さらに、昭和 57 年 7 月又は 61 年 9 月にA社に入社したとする元従業員二人は、入社時には厚生年金保険の適用事業所ではなく、平成元年 12 月に同社が適用事業所になった際に厚生年金保険に加入したと供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の一部において、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 19993

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 21 日から同年 11 月 15 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと主張しており、同社の元従業員によれば、期間は特定できないが、申立人が申立期間に同社に出社していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の元取締役で代表清算人は、申立人とは平成 8 年 6 月 21 日以降の雇用関係は無く、厚生年金保険料も控除していないと供述している。

また、A社の複数の元従業員は、平成 8 年 6 月に警察の家宅捜査があった後は、給与は支給されていないと供述している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は平成 8 年 6 月 20 日と記録されており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合している。

加えて、雇用保険支給台帳によると、申立人は、平成 8 年 10 月 30 日に公共職業安定所に求職の申込みを行い、同年 11 月 6 日から基本手当を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 11 月から平成 2 年 3 月 31 日まで
② 平成 2 年 4 月 1 日から 3 年 12 月まで

A 社（後に、B 社）に勤務した申立期間①及び C 社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社が経営する飲食店（ディスコ）に勤務していたと主張しているところ、同社の元経理担当者の供述から、期間は特定できないものの、申立人は、同社が経営する飲食店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 8 月 1 日であり、当該期間のうち、昭和 62 年 11 月から平成元年 8 月 1 日までは適用事業所となっていない。

また、上記元経理担当者は、A 社にはアルバイトが多数おり、アルバイトは厚生年金保険に加入しておらず、申立人はアルバイトであり、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していなかったと供述している。

なお、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の事業主は所在が不明であり、オンライン記録で確認できる複数の元従業員に照会したが、上記元経理担当者のほかは申立人を記憶していないことから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、C 社が経営する飲食店（ディスコ）に勤務していたと主張しているところ、同社の元従業員 2 名が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人は、同社が経営する飲食店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の事業主に照会したが回答は無く、申立人を記憶している上記元従業員2名も、申立人の勤務期間及び雇用形態については不明としていることから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社の元取締役は、正社員であれば名前を記憶しているが、申立人の名前は記憶に無いと供述しており、上記元従業員のうちの1名は、同社にはアルバイトが多数おり、アルバイトは厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。